

(別 紙)

選択的夫婦別姓制度についての国会審議を求める意見書（案）

最高裁判所は、2015年12月、夫婦同姓を定めた民法第750条の規定自体は合憲と判断したが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方については、「国会で論じられ、判断されるべき」とした。しかし、依然として国会審議は進んでいない。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。また、高松市でも、2014年度男女共同参画に関する意識調査において、夫婦別姓に「共感できる」「ある程度共感できる」と答えた割合は、20～49歳で60%を超えており、前回（2010年度）調査から大幅に増えている。

このように、最高裁判決から3年が経過したが、夫婦の姓をめぐる意識の変化だけでなく、環境もさらに大きく変化している。

平均初婚年齢は年々上がり、現在30歳前後であり、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えている。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。さらに、人生100年時代といわれるようになった現在、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあり、夫婦や家族の形も多様化してきた。

選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方がいい」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながる。

最近では、「女性活躍の推進」のもと、「旧姓併記」を認める動きがあるが、法的根拠のない旧姓併記では根本的な解決にはならず、災害時の本人確認など、二つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化を防ぐこともできる。法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることこそ、女性活躍の推進につながると考える。

よって、国に対し、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓について審議するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛